

納税義務者に関するよくあるご質問

Q7 貸しビル業者（Ａ社）は、ビルの管理業務の一部をビルメンテナンス会社（Ｂ社）に委託しています。次の部分はビルメンテナンス会社（Ｂ社）の事務所部分であると解してよいですか。

なお、貸しビル業者（Ａ社）とビルメンテナンス会社（Ｂ社）は業務委託契約を締結していますが、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約は締結されておらず、ビルメンテナンス会社（Ｂ社）が無償で使用しています。

- ① 清掃作業員の詰所
- ② 清掃用具の保管室
- ③ 警備員の詰所、宿直室
- ④ 守衛室
- ⑤ 空調機械等の操作、監視作業人の詰所、事務所

A7 委託事業に係る事業所税の納税義務者は、当該事業が行われている事業所用家屋の使用、管理等の状態等を勘案して判定することになります。当該委託事業が委託者の一部で行われている場合、一般的には、委託契約の内容に事実上の賃貸借契約が含まれる場合を除いて、委託者が当該部分に係る資産割の納税義務者となります。

①～⑤に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社（Ｂ社）の事務所部分ではなく、貸しビル業者（Ａ社）の事務所部分になります。

よって、貸しビル業者（Ａ社）が資産割の納税義務者となります。

また、ビルメンテナンス会社（Ｂ社）が従業者割の納税義務者となります。

Q8 製造業者（Ａ社）が所有する製品保管庫（２，０００㎡）において運送業者（Ｂ社）が荷役業務を委託されています。次の①、②の場合の委託事業に係る納税義務者はＡ社・Ｂ社のいずれになりますか。

- ① Ａ社の製造工場と製品保管庫が同一敷地内にある場合
- ② Ａ社の製造工場と製品保管庫が離れてある場合

A8 製品保管庫は製造業者（Ａ社）が所有しているものであるが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（Ｂ社）に委託しています。

しかし、運送業者（Ｂ社）の行う事業は、単なる製品の荷役業務であり当該製品保管庫を事業所用家屋として使用している者は製造業者（Ａ社）となると考えられます。

よって、①、②ともに製造業者（Ａ社）が当該製品保管庫を事業の用に供していると考えられますので、製造業者（Ａ社）が資産割の納税義務者となります。

一般に、委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実施の実態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することになります。

Q9 下請会社、関連会社に賃貸している部分または労働組合に貸与している部分の取扱いはどうなりますか。

A9 下請会社、関連会社に賃貸している部分または労働組合に貸与している部分については、賃貸契約等に基づき使用権が設定されている場合においては、当該部分について現に事業所等の用に供している当該下請会社、関連会社、労働組合が納税義務者となります。

Q10 A社はビルの一室を借りて毎日午後5時～8時まで手芸教室を開いていますが、この場合の事業所税の納税義務者は誰になりますか。

A10 事業所等の範囲は、事業所等が自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、そこで継続して事業が行われておれば事業所税の課税客体となりうるものです。

A社が継続してビル内において教室を開設しており、受付等の事務の場所も同一で、たとえ週に何日という限られた期間について開設している場合であっても、A社の人的設備および物的設備があり、A社が当該教室部分について管理運営の責任を負っている場合には、A社が納税義務者となります。

しかし、A社は当該教室の開講時間の前後を含めて借りているが、部屋はもちろん机等についても保管等管理の責任をもっていない場合にあっては、貸しビル業者が納税義務者となります。

Q11 貸しビル業者（A社）は、他の事業者に貸会議室、研修室、イベントホール、カンファレンスルーム等を使用料金制（時間単位、日単位）で貸していますが、この場合の事業所税の納税義務者は誰になりますか。

A11 貸会議室等の管理運営を行っている貸しビル業者（A社）が納税義務者となります。

Q12 次の倉庫は誰が納税義務者になりますか。

- ① 一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- ② 一棟の倉庫のうち、特定の数室または一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し専用する場合
- ③ 製品一個または一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A12 ①および②は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫またはその部分を使用している者が納税義務者となります。

③は、倉庫業者が納税義務者となります。